

令和2年 第17回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年10月16日(金) 開始時刻 午後3時～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 伊藤一委員, 伊藤三千代委員, 大森委員, 檜山委員
- 4 説明員 青木教育次長, 鈴木学校教育担当次長, 坂井教育企画課長,
石和総務担当主幹, 吉岡学校管理課長, 口川学校教育課長,
秋田学校健康課長, 秋山生涯学習課長, 山口文化課長,
掛布スポーツ振興課長, 廻谷教育センター所長
- 5 書記 田上課長補佐, 横塚総務担当副主幹, 尾嶋係長, 関係長, 佐藤総括,
樋口主事
- 6 傍聴者 2名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第43号 令和3年度教育委員会当初予算編成方針について
 - (2) 報告事項
報告第64号 教育行政相談の内容と対応について
報告第65号 「宇都宮市における指定校変更に関する要綱」の一部改正について
報告第66号 学校等事件・事故について
 - (3) その他
 - ① 第13回うつのみや人づくりフォーラムの中止及び代替方策について
 - ② 宇都宮城址まつり伝統文化と歴史の祭典の中止について

8 議事の内容

事務局

定刻となったが、会議の開催に先立ち連絡事項がある。

本日も、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスク着用や発言は着席で行うなど、対策を講じて会議を開催するので、ご協力をお願いします。

教育長

まず、ご報告する。

檜山委員においては、10月1日に、市長から教育委員としての任命辞令を受けられた。

檜山委員には、長年にわたり産業経済分野に携わる中、宇都宮青年会議所理事長や魅力ある学校づくり地域協議会委員に就任し、地域活動を通して青少年の育成に携わってきた経験を活かし、本市教育行政の発展にお力添えをいただければと思うので、よろしくをお願いします。

それでは、檜山委員より一言、あいさつをお願いします。

檜山委員

(挨拶)

教育長

ただいまから、第17回宇都宮市教育委員会を開会する。

本日の会議録署名委員は、伊藤一委員、伊藤三千代委員をお願いします。

教育長

次に、議席の決定について、制度の説明をお願いします。

教育企画課長

【説明要旨】

- 宇都宮市教育委員会会議規則第4条に、「委員の議席の決定は、教育長の指定又は抽選により行うものとする。」と定められていることから、いずれかの方法で決定することとなる。

教育長

ただいまの説明のとおり、議席の決定には、教育長指定と抽選の2通りの方法があるが、いかがか。

伊藤(一)委員

教育長指定で良いのではないか。

教育長

ただいま、教育長指定ということでご発言をいただいたが、よろしいか。

(全員賛成)

教育長

それでは、議席の指定を行う。議席については、「1番 小堀」、「2番 伊藤一委員」、「3番 伊藤三千代委員」、「4番 大森委員」、「5番 檜山委員」とする。

(立札の設置)

教育長

それでは、本日の議事に入る。

報告第64号及び報告第66号は、「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。

(全員賛成)

教育長

全員賛成なので、これについては非公開とする。

教育長

それでは審議事項に入る。

総務担当主幹

議案第43号 「令和3年度教育委員会当初予算編成方針について」説明願う。

【説明要旨】

- 本市の「令和3年度当初予算編成方針」に基づき、「令和3年度教育委員会当初予算編成方針」を決定するものである。
- 基本的な考え方
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の動向が社会経済に与える影響は大きく、先行きを予見し難い状況にあるが、リーマン・ショック時に発生前後で市税収入が約90億円減少したことを踏まえると、今後、市税収入をはじめとした自主財源の大幅な減少が見込まれるため、非常に厳しい財政状況になるものと考えられる。
 - ・ 令和3年度予算は、現下の厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政運営を基本とし、新型コロナウイルス感染症に対する「新しい生活様式」への対応を進めながら「第6次総合計画」で掲げた6つの「未来都市」の実現に取り組む予算を編成するものとする。
 - ・ 教育委員会においては、教育分野の主要計画である「第2次学校教育推進計画」や「第3次地域教育推進計画」をはじめ、「学校健康教育推進計画」や「第2次学校ICT化推進基本計画」、「第2次読書活動推進計画」、さらには歴史文化資源の保存と活用の方向性を示した「歴史文化基本構想」等の着実な推進とともに、学校施設の長寿命化や国体競技会場施設の整備などの大規模改修事業に着手しているところであり、引き続き、これらを踏まえた行政資源の再配分が必要となる。
 - ・ 予算編成にあたっては、課題の緊急性や重要性、事業実施による費用対効果を見極め、既存の施策・事業を抜本的に見直し、「選択と集中」を図りながら、新たな取組が着実に実現できるよう、真に必要な経費の積算に取り組むものとする。
- 取組方針
 - 施策・事業の優先化・重点化
 - ・ 一人一人に個別最適化された教育ICT環境を早急に実現し、持続可能な未来社会の創り手を育成する「GIGAスクール構想」の円滑かつ効果的な推進に取り組む。
 - ・ 日々進展するグローバル社会において求められる英語教育や郷土愛の醸成を図る「宇都宮学」を推進するとともに、不登校への対応、教職員の働き方改革などに取り組む。
 - ・ 学校施設の長寿命化を含めた老朽化対策や学校トイレの洋式化、中学校体育館への空調設備の導入などに計画的に取り組む。
 - ・ 子どもの家等事業については、令和3年4月から指定管理者制度を導

- 入し、適切な管理・運営に取り組む。
- ・ 美術館の改修や宮原運動公園の再整備，北西部地域体育施設の整備，国体競技会場施設の整備・改修など，計画的な整備に取り組む。
 - ・ 歴史文化資源の保存・活用を推進するため，新たに創設した「市民遺産制度」等により，地域の宝となる歴史文化資源を守る市民団体への助成などに取り組む。
- 財源確保の徹底
- ・ 国・県支出金の積極的な導入を図る。
 - ・ 使用料・手数料など，徴収金のさらなる収納率向上に向けて収納対策の強化を図る。
 - ・ 情報誌等の広告や学校応援制度など，あらゆる機会を捉えた創意工夫による自主財源等の確保に努める。
- 行財政改革の徹底
- ・ 過去の決算状況から，多額の不用額や低い執行率が生じている経費については，実績に基づく金額の精査を行い，真に必要な経費への再配分に努める。
- 補助金等の見直し
- ・ 社会情勢の変化や行政ニーズに適した補助であるか，また，事業目的を実現するうえで最善の手法であるかを必要性や効果等から十分に検討し，適正化を図る。
 - ・ 補助金等審査委員会の審査結果を踏まえ，経費の節減や効果の向上に努める。
- 「新しい生活様式」へ対応するための取組について
- ・ 学校休業時においても，児童生徒の学びを止めることがないように，1人1台端末を有効に活用する「GIGAスクール構想」の円滑かつ効果的な推進に取り組む。
 - ・ 検温の実施や消毒液の設置などにより学校教育や生涯学習，文化事業，スポーツ活動が安全に安心して行えるよう衛生管理の徹底に努める。

教育長

伊藤（一）委員

説明は以上だが，質疑などはあるか。

補助金等審査委員会の審査で，直近で補助金の打ち切りを決定したことがあるのか。また，補助金等審査委員会はいつから立ち上がったのか。

総務担当主幹

補助金等審査委員会は昭和54年に設立した。昨年度は4件，教育委員会関係で団体自体が無くなったものや昨年度のみイベントのものなど，補助金の廃止を行った事業があった。

伊藤（一）委員

継続はしているけれど，効果がないなどの理由で，補助金を打ち切ったというのではないということか。

総務担当主幹

直近ではない。

伊藤（一）委員

ただこの方針でいくと，継続の事業でも補助金の打ち切りを行わなければならない場合が出てくるということか。

総務担当主幹

その通りである。

教育長

それでは、議案第43号を決定してよろしいか。

(全員了承)

教育長

議案第43号を決定する。

教育長

次に報告事項に入る。

報告第65号 「宇都宮市における指定校変更に関する要綱」の一部改正について」説明願う。

学校管理課長

【説明要旨】

- 本市における通学区域制度の弾力的運用については、地域の実情や児童生徒への教育的配慮などから許可基準を定めているが、「市内間転居予定」の期間については、高層マンションのような工期が長期に及ぶ場合もあるため、「宇都宮市における指定校の変更に関する要綱」を次のとおり改正した。
 - ・ 種類欄「市内間転居予定」の許可基準欄の「家の新築等で、6か月以内に市内の他の学区に転居予定の場合」の「6か月以内に」を削除する。
- 令和2年10月1日から施行

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤(一)委員

就学指定校変更許可基準の「家の新築等で、市内の他の学区に転居予定の場合」とあるが、重点は「家の新築等」にあるのか、「転居予定」にあるのかと考えた時に、新築等ということは新築に限った話ではないだろう。また、転居予定だけを考えると、別に家を建てなくてもいいとなる。したがって、アパートでも借りればいいとなると、結局は条文的には市の他の学区に転居予定の場合という形になる。新築等と記載すると、それなりに寄留等を防ぐ効果があるのかもしれないが、転居予定だけで成り立ってしまうように読めてしまう。

学校管理課長

転居の事実がないのに、転居予定とすること自体が本来の法の趣旨から反しているので、本来は、転居の事実がなければ虚偽となる。転居の証拠になるものを出してくださいというのが、この文章の趣旨である。

伊藤(一)委員

了解した。

教育長

それでは、報告第65号を承認してよろしいか。

(全員了承)

教育長

報告第65号を承認する。

教育長

次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。

【公開できる案件の終了】

教育長

これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。

【傍聴者の退席，非公開審議の開始】

- 報告第64号 教育行政相談の内容と対応について
⇒ 承認
- 報告第66号 学校等事件・事故について
⇒ 承認

【非公開審議の終了】

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。
(特になし)

教育長
事務局

次に，事務局から連絡事項をお願いする。

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- 本日の予定について
 - ・ このあと，休憩をはさみ，委員研修等を行う。
- 今後の会議等の日程について
 - ・ 11月25日（水）午後1時30分～ 定例会

教育長

以上をもって，本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後4時10分

署名委員

署名委員
